

法令および定款に基づくインターネット開示事項

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

事業報告

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

上記の事項につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.hepco.co.jp/corporate/ir/stock_info/stock_info-04.html）に掲載することにより、株主のみなさまにご提供しております。

北海道電力株式会社

事業報告

(平成 29 年 4 月 1 日から
平成 30 年 3 月 31 日まで)

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社の業務の適正を確保するための体制に関する基本方針は、次のとおりです。

1. 業務の適正を確保するための体制に関する基本方針（平成 30 年 3 月 31 日現在）

会社法及び会社法施行規則に基づき「業務の適正を確保するための体制に関する基本方針」を次のとおり定め、この方針に基づき、効率的かつ公正・透明な事業活動を推進する。

（1）取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役会を原則として毎月 1 回開催し、重要な業務執行に関する意思決定を行うとともに、取締役から業務執行状況の報告を受け、取締役の職務の執行を相互に監督する。
- ・社長、本部長（取締役）等で構成する業務執行会議を原則として毎週 1 回開催し、グループ経営全般に関する方針、計画並びに業務執行に関する重要事項を審議する。
- ・執行役員制度を採用して、取締役の意思決定・監督機能を強化し、あわせて業務執行の迅速化、効率化を図る。
- ・コンプライアンスに関する方針や行動規範を定め、取締役自ら率先して実践する。

（2）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務執行に係る情報について、保存期間・場所及び管理方法等を定めた社内規範に基づき、文書又は電磁的記録により適切に保存・管理する。

（3）リスク管理に関する規程その他の体制

- ・事業運営に関するリスクについて、グループ経営方針やこれに基づく本部長方針等で明確化し、方針管理サイクルのなかで適切に管理する。
- ・リスク管理に関する委員会を置き、各本部等におけるリスクやその対応状況を把握するとともに、指導・調整を行い、全社におけるリスクを横断的に管理する。
- ・非常災害等の発生に備え、対応組織・情報連絡体制等について社内規範に定めるとともに、防災訓練等を実施する。

（4）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会等において、グループ経営方針等を定め、方針管理サイクルのもとで業務を執行する。
- ・迅速な意思決定や効率的な業務執行を図るため、指揮監督系統や各職位の責任・権限、業務処理の手続き等を社内規範において明確化するとともに、情報システムを適切に活用する。

- ・効率性向上の観点から業務執行の状況を把握し、改善を図るため、内部監査部門による監査を実施する。

(5) 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・コンプライアンスに関する委員会を置き、従業員教育・研修の実施等を通じて方針や行動規範の徹底を図るとともに、法令及び企業倫理等の遵守、不正防止の全社的活動を推進する。また、コンプライアンスに関する相談窓口を置き、適切に運用する。
- ・法令等遵守の観点から業務執行の状況を把握し、改善を図るため、内部監査部門による監査を実施する。

(6) 当社及び子会社からなる企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ・当社とグループ各社は、グループ経営方針、グループ運営に関する規範に基づき、報告等を通じて密接な連携のもと業務を執行する。
- ・当社とグループ各社は、グループのコンプライアンス等に関する方針を共有する。また、グループ各社は、リスク管理、取締役の職務の執行が効率的に行われること、取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合すること等、業務の適正を確保するための体制・仕組みを整備し、適切に運用する。

(7) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

- ・監査役の職務を補助する専任組織を置き、必要な人員を配置する。

(8) 監査役の職務を補助すべき従業員の取締役からの独立性及び監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査役の職務を補助する従業員は、監査役の指揮監督のもとで職務を執行するものとし、その人事異動等については、事前に監査役と協議する。

(9) 当社の取締役及び従業員並びに子会社の取締役、監査役及び従業員が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・当社の取締役及び従業員は、法令に定められる事項に加え、当社の社内規範に基づき、重要な業務執行に関する事項について、当社の監査役に定期的若しくは都度報告する。
- ・グループ各社の取締役、監査役及び従業員は、法令に定められる事項に加え、グループで共有する規範に基づき、重要な業務執行に関する事項について、当社の監査役に定期的若しくは都度報告する。
- ・監査役に報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けることがないよう適切に対応する。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役から取締役等の職務執行状況の聴取や重要な決裁書類の閲覧等を求められた場合は、速やかにこれに応じる。

- ・監査役から職務の執行について生ずる費用等の請求を受けた場合は、その費用等が職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを負担する。
- ・内部監査部門は、内部監査結果の報告等、監査役への情報提供を適切に行う。

(注) なお、組織改正及び経営方針体系の見直しに伴い、平成30年3月22日開催の取締役会において内容の一部を改正することを決議し、平成30年4月1日以降は、改正後の方針に基づき業務の適正の確保に取り組んでいます。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づく運用状況の概要は、次のとおりです。

取締役会を当年度14回開催し、重要な業務執行に関する意思決定を行うとともに、取締役から業務執行の報告を受け、取締役の職務の執行を相互に監督しています。また、社長、本部長（取締役）等で構成する業務執行会議を当年度52回開催し、グループ経営全般に関する方針、計画並びに業務執行に関する重要事項の審議を行っています。

このほか、リスク管理については、リスク管理委員会においてリスク項目及び対策の見直しを審議し、グループ経営方針等の管理サイクルのなかで、リスクの体系的な把握、対応方策の立案、実施の確認等を行っています。またコンプライアンスについては、社長を委員長とする企業倫理委員会のもと、従業員教育・研修の実施等を通じて「ほくでんグループCSR行動憲章」や「コンプライアンス行動指針」の徹底を図り、事業活動における法令・企業倫理等の遵守、不正防止に向けた全社活動を推進しています。

当社グループにおける業務の適正を確保するための体制については、当社とグループ各社においてコンプライアンス等に関する方針を共有するとともに、グループ経営方針、グループ運営に関する規範に基づき、報告等を通じて密接な連携のもと業務を執行しています。

取締役の職務執行に関しては、監査役（5名のうち3名が社外監査役）が、監査役会で定めた監査の方針等に基づき、取締役会等の重要な会議への出席、取締役等からの職務執行状況の聴取、重要な決裁書類等の閲覧、業務及び財産の調査等により監査しています。また監査役の監査業務を支援する専任スタッフを配置しています。

内部監査部門には、専任スタッフを配置し、業務執行の効率性、適法性等に係る内部監査及び財務報告に係る内部統制の評価を行う体制を敷いています。内部監査部門は、グループ会社に対する内部監査を含め、監査結果等について、社長に報告するほか、監査役へ報告を行っています。

連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

平成29年 4月 1日から平成30年 3月31日まで

(単位 百万円)

	株 主 資 本					その他の包括利益累計額			非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合
	資 本 金	資 剰 余 金	利 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	退 職 紹 介 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 連 結 会 計 年 度 期 首 残 高	114,291	46,750	44,875	△18,190	187,727	4,391	△3,258	1,132	11,162	200,022
当 連 結 会 計 年 度 変 動 額										
剩 余 金 の 配 当			△2,813		△2,813					△2,813
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			16,549		16,549					16,549
自 己 株 式 の 取 得				△8	△8					△8
自 己 株 式 の 処 分		△1		1	0					0
非 支 配 株 主 と の 取 引 に 係 る 親 会 社 の 持 分 変 動		1			1					1
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 該 連 結 会 計 年 度 変 動 額 (純 額)						△993	△183	△1,176	415	△760
当 連 結 会 計 年 度 変 動 額 合 計	—	0	13,736	△7	13,729	△993	△183	△1,176	415	12,968
当 連 結 会 計 年 度 末 残 高	114,291	46,750	58,611	△18,197	201,456	3,398	△3,442	△44	11,578	212,991

連 結 注 記 表

平成29年 4月 1日から
平成30年 3月31日まで

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社数 9社

連結子会社名は、北海電気工事㈱、北海道計器工業㈱、北電興業㈱、北海道パワーエンジニアリング㈱、苫東コールセンター㈱、ほくでんエコエナジー㈱、ほくでんサービス㈱、北海道総合通信網㈱、ほくでん情報テクノロジー㈱である。

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社名は、北電総合設計㈱、(株)ほくでんアソシエ、北海道レコードマネジメント㈱、(株)アイテスである。

非連結子会社は、その総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等の規模等からみて重要性が乏しいため連結の範囲から除外している。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社数 2社

持分法適用の非連結子会社名は、北電総合設計㈱、(株)ほくでんアソシエである。

(2) 持分法適用の関連会社 該当なし

(3) 持分法を適用していない非連結子会社（北海道レコードマネジメント㈱他）及び関連会社（㈱札幌ネクシス他）はそれぞれ連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性が乏しいため持分法の適用範囲から除外している。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

(イ) 満期保有目的の債券 … 債却原価法（定額法）

(ロ) その他有価証券

時価のあるもの … 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの … 移動平均法による原価法

② たな卸資産 … 主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっている。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産は主として定率法、無形固定資産は定額法によっている。

耐用年数等は法人税法に規定する基準によっている。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売掛債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、破産更生債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

② 渴水準備引当金

渴水による損失に備えるため、電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第16条第3項の規定により、なおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第1条の規定による改正前の電気事業法（昭和39年法律第170号）第36条の定める基準によって計算した限度額を計上している。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 退職給付に係る会計処理方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上している。

(イ) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として給付算定式基準によっている。

(ロ) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理している。

② 原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に要する拠出金の計上方法

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律」（平成28年法律第40号、以下「改正法」という。）第4条第1項に基づき、原子力発電所の運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じて算定した拠出金を営業費用として計上している。また、改正法第2条の規定による使用済燃料の再処理関連加工に係る拠出金については、使用済燃料再処理関連加工仮勘定に計上している。なお、使用済燃料再処理機構（以下「機構」という。）に拠出金を納付することにより原子力事業者の費用負担の責任が果たされ、機構が再処理等を実施することとなる。

平成17年度の使用済燃料再処理等引当金に係る計上基準変更に伴い生じた差異については、「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」（平成28年経済産業省令第94号）附則第4条に基づき、平成31年度までの間、毎連結会計年度均等額1,668百万円を使用済燃料に係る拠出金として営業費用に計上している。

③ 特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法

「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（平成元年通商産業省令第30号）に基づき、原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間に安全貯蔵予定期間を加えた期間にわたり、定額法により費用計上する方法によっている。

平成30年4月1日に「原子力発電施設解体引当金に関する省令等の一部を改正する省令」（平成30年経済産業省令第17号）が施行され、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」が改正された。この省令の改正により、同施行日以降は、見込運転期間にわたり定額法により費用計上する方法に変更することとなる。

ただし、エネルギー政策の変更や安全規制の変更等に伴って原子炉を廃止する場合に、発電事業者の申請に基づき経済産業大臣の承認を受けたときは、特定原子力発電施設の廃止日の属する月から起算して10年が経過する月までの期間にわたり、定額法で費用計上することとなる。

④ 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

⑤ 連結納税制度の適用

当連結会計年度より、連結納税制度を適用している。

II. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保資産及び担保付債務

(1) 当社の総財産は、社債及び(株)日本政策投資銀行からの借入金の一般担保に供している。(1年以内に償還・返済すべき金額を含む。)

<担保付債務>

社債	771,900百万円
(株)日本政策投資銀行借入金	132,336百万円

(2) 当社の長期投資の一部には、北海道外での発電事業参画に伴う出資先における金融機関からの借入金の担保として、質権が設定されている。

<質権が設定されている資産>

長期投資（株式）	108百万円
----------	--------

(3) 一部の連結子会社の総財産は、(株)日本政策投資銀行からの借入金の一般担保に供している。(1年以内に返済すべき金額を含む。)

<担保付債務>

(株)日本政策投資銀行借入金	60百万円
----------------	-------

2. 有形固定資産の減価償却累計額

2,906,846百万円

3. 保証債務等

日本原燃(株)の社債及び借入金に対する保証債務	40,024百万円
財形住宅融資による従業員の借入金に対する連帯保証債務	6,736百万円

4. 渴水準備引当金は、電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第16条第3項の規定により、なおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第1条の規定による改正前の電気事業法（昭和39年法律第170号）第36条の規定に基づく引当金である。

III. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の総数

普通株式数	215,291,912株
A種優先株式数	470株

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中に行った配当

平成29年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議した。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	1,027百万円
一株当たりの配当額	5円
基準日	平成29年3月31日
効力発生日	平成29年6月29日

A種優先株式の配当に関する事項

配当金の総額	1,786百万円
一株当たりの配当額	3,800,000円
基準日	平成29年3月31日
効力発生日	平成29年6月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成30年6月27日開催の定時株主総会の議案として、次のとおり提案する。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	1,027百万円
配当金の原資	利益剰余金
一株当たりの配当額	5円
基準日	平成30年3月31日
効力発生日	平成30年6月28日

A種優先株式の配当に関する事項

配当金の総額	1,786百万円
配当金の原資	利益剰余金
一株当たりの配当額	3,800,000円
基準日	平成30年3月31日
効力発生日	平成30年6月28日

IV. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

電気事業を行うための設備投資計画等に基づいて、必要な資金を社債の発行や金融機関からの借入れにより調達することとしており、一時的な余資は短期の預金等で運用することとしている。また、短期的な運転資金を銀行からの借入れやコマーシャル・ペーパーの発行により調達することとしている。

デリバティブ取引は、事業活動の中で生じる市場価格の変動によるリスクを回避又は軽減することを目的として行い、将来の市場価格の変動による価格差から生じる利益獲得を目的とした投機手段としての取引は行わないこととしている。

有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動によるリスクや発行体の信用リスクに晒されているが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握している。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されているが、電気供給約款等に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っている。

長期借入金の一部は変動金利であり、金利の変動によるリスクに晒されているが、大部分は固定金利で調達していることから、当該リスクは限定的と考えられる。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日である。

また、社債、借入金、コマーシャル・ペーパー及び営業債務は、流動性リスクに晒されているが、月次に資金繰り計画を作成するなどの方法により管理している。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていない。((注2)参照)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額 (*1)	時 価 (*1)	差 額
(1) 有価証券 (*2) その他有価証券	13,549	13,549	—
(2) 現金及び預金	116,087	116,087	—
(3) 受取手形及び売掛金	67,622	67,622	—
(4) 社債 (*3)	(771,900)	(787,437)	15,537
(5) 長期借入金 (*3)	(581,411)	(596,755)	15,344
(6) 短期借入金	(53,250)	(53,250)	—
(7) コマーシャル・ペーパー	(20,000)	(20,000)	—
(8) 支払手形及び買掛金	(39,329)	(39,329)	—

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示している。

(*2) 連結貸借対照表上「長期投資」に計上している。

(*3) 連結貸借対照表上「1年以内に期限到来の固定負債」に計上しているものを含む。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 有価証券

株式は取引所の価格によっており、債券等は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっている。

(2) 現金及び預金、並びに (3) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(4) 社債

市場価格によっている。

(5) 長期借入金

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっている。固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定している。

(6) 短期借入金、(7) コマーシャル・ペーパー、並びに (8) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	28,527
出資証券	690
その他	242

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれる。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「(1) 有価証券 その他有価証券」には含めていない。

V. 一株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 一株当たり純資産額 | 742円64銭 |
| 2. 一株当たり当期純利益 | 71円84銭 |

VI. 重要な後発事象に関する注記

- ### 1. 第三者割当によるB種優先株式の発行

当社は、平成30年4月27日開催の当社取締役会において、第三者割当によるB種優先株式（以下「本B種優先株式」という。）の発行について、平成30年6月27日開催予定の定時株主総会（以下「本定時株主総会」という。）に付議することを決議した。

(1) 本B種優先株式発行の概要

① 払込期日（発行日）	平成30年7月31日	
② 発行新株式数	B種優先株式 470株	
③ 発行価額（払込金額）	1株につき100,000,000円	
④ 払込金額の総額	47,000,000,000円	
⑤ 優先配当金	1株につき3,000,000円	
⑥ 募集又は割当方法	第三者割当の方法により割り当てる。	
⑦ 割当先	株式会社日本政策投資銀行 株式会社みずほ銀行	400株 70株
⑧ 増加する資本金の額	23,500,000,000円	
⑨ 増加する資本準備金の額	23,500,000,000円	

(2) 資金の使途

払込金額の総額47,000,000,000円から発行諸費用の概算額を差し引いた差引手取概算額46,780,000,000円については、当社が発行するA種優先株式（以下「本A種優先株式」という。）の取得資金47,596,964,390円の一部に充当する予定である。

(3) その他の重要な事項

本B種優先株式を保有する株主は、普通株主に対して優先して配当を受け取ることができる。

本B種優先株式を保有する株主は、株主総会において議決権を有さず、また、本B種優先株式には普通株式を対価とする取得条項及び取得請求権も付されていないため、普通株式に関する希薄化は発生しない。

また、本B種優先株式の発行は、本定時株主総会並びに普通株主及びA種優先株主による各種種類株主総会において、定款の一部変更の議案が承認されること並びに本定時株主総会において第三者割当によるB種優先株式発行の議案が承認されることを条件として効力が発生する。

2. 株式の発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少

当社は、平成30年4月27日開催の当社取締役会において、本B種優先株式の払込金額の資本金及び資本準備金組入に伴う資本金及び資本準備金の増加分の全部を減少することを決議した。

(1) 資本金の額及び資本準備金の額の減少の目的

本A種優先株式の取得に際して必要となる十分な分配可能額を確保するため、本B種優先株式の発行と同時に資本金の額及び資本準備金の額を減少し、分配可能額を構成するその他資本剰余金へ振り替えることとした。

(2) 資本金の額及び資本準備金の額の減少の要領

① 減少すべき資本金の額

23,500,000,000円

(内訳)本B種優先株式の発行による「増加する資本金の額」に相当する額 23,500,000,000円

② 減少すべき資本準備金の額

23,500,000,000円

(内訳)本B種優先株式の発行による「増加する資本準備金の額」に相当する額 23,500,000,000円

③ 資本金の額及び資本準備金の額の減少の方法

会社法第447条第1項乃至第3項及び第448条第1項乃至第3項の規定に基づき資本金の額及び資本準備金の額の減少を上記のとおり行った上で、それぞれその全額を「その他資本剰余金」に振り替える。

- (3) 資本金の額及び資本準備金の額の減少の日程
- 平成30年4月27日 取締役会決議日
平成30年5月21日 債権者異議申述公告日（予定）
平成30年6月21日 債権者異議申述最終期日（予定）
平成30年7月31日 効力発生日（予定）

(4) その他の重要な事項

資本金の額及び資本準備金の額の減少については、本B種優先株式の発行の効力が生じることを条件として効力が発生する。
また、資本金の額及び資本準備金の額の減少に伴い減少する発行済株式はない。

3. A種優先株式の取得及び消却

当社は、平成30年4月27日開催の当社取締役会において、本A種優先株式につき、当社定款第12条の8（金銭を対価とする取得条項）の規定に基づく取得及び会社法第178条に基づく消却を行うことを決議した。

(1) 取得の理由

本B種優先株式の発行後、本A種優先株式を取得することにより、自己資本を維持しつつ優先配当負担の軽減が可能となるため、本A種優先株式の取得を行う。

(2) 取得に係る事項の内容

- | | |
|-------------|---|
| ① 取得対象株式の種類 | 北海道電力株式会社A種優先株式 |
| ② 取得株式数 | 470株 |
| ③ 取得価額 | 1株当たり 101,270,137円
上記取得価額は、当社定款の定めに従って計算された価額となっている。 |

(基準価額算式)

1株当たりの金銭対価取得価額 = 1億円 + 累積未払A種優先配当金 + 前事業年度未払A種優先配当金 + 当事業年度未払優先配当金額
なお、累積未払A種優先配当金及び前事業年度未払A種優先配当金は存在しないため、それらの金額は零となっている。

- | | |
|-----------|-----------------|
| ④ 取得価額の総額 | 47,596,964,390円 |
| ⑤ 相手方 | 株式会社日本政策投資銀行 |
| ⑥ 取得予定日 | 平成30年7月31日 |

(3) 消却に係る事項の内容

- | | |
|-------------|-----------------|
| ① 消却対象株式の種類 | 北海道電力株式会社A種優先株式 |
| ② 消却株式数 | 470株 |
| ③ 消却予定日 | 平成30年7月31日 |

(4) その他の重要な事項

本A種優先株式の取得及び消却については、本B種優先株式の発行並びに株式の発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少の効力が生じることを条件として効力が発生する。

株主資本等変動計算書

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(単位 百万円)

資本金	株主資本							自己株式	株主資本合計	その他の有価証券評価差額金	純資産合計	評価・換算差額等					
	資本剩余金	利益剰余金				利益剰余金合計											
	その他の資本剰余金	利準備	益金	その他利益剰余金	特定期災害防歟準備金												
当事業年度首残高	114,291	46,750	468	115	13,469	14,054	△ 18,190	156,906	3,984	160,890							
当事業年度変動額																	
特定災害防歟準備金の積立				4	△ 4	—			—	—	—						
剰余金の配当			281		△ 3,095	△ 2,813		△ 2,813		△ 2,813							
当期純利益					13,110	13,110		13,110		13,110		13,110					
自己株式の取得							△ 8	△ 8		△ 8							
自己株式の処分		△ 1						1	0		0						
株主資本以外の項目の当事業年度変動額(純額)										△ 963	△ 963						
当事業年度変動額合計	—	△ 1	281	4	10,011	10,297	△ 7	10,289	△ 963	9,325							
当事業年度末残高	114,291	46,749	749	120	23,481	24,351	△ 18,197	167,195	3,020	170,215							

個別注記表

平成29年4月 1日から
平成30年3月31日まで

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの … 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの … 移動平均法による原価法

(2) 貯蔵品 … 石炭、燃料油、バイオマス燃料及び一般貯蔵品は総平均法、特殊品は個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっている。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は定率法、無形固定資産は定額法によっている。

耐用年数等は法人税法に規定する基準によっている。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、破産更生債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理している。

(3) 渴水準備引当金

渴水による損失に備えるため、電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第16条第3項の規定により、なおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第1条の規定による改正前の電気事業法（昭和39年法律第170号）第36条の定める基準によって計算した限度額を計上している。

4. その他貸借対照表等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっている。

(2) 原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に要する拠出金の計上方法

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律」（平成28年法律第40号、以下「改正法」という。）第4条第1項に基づき、原子力発電所の運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じて算定した拠出金を営業費用として計上している。また、改正法第2条の規定による使用済燃料の再処理関連加工に係る拠出金については、使用済燃料再処理関連加工仮勘定に計上している。なお、使用済燃料再処理機構（以下「機構」という。）に拠出金を納付することにより原子力事業者の費用負担の責任が果たされ、機構が再処理等を実施することとなる。

平成17年度の使用済燃料再処理等引当金に係る計上基準変更に伴い生じた差異については、「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」（平成28年経済産業省令第94号）附則第4条に基づき、平成31年度までの間、毎事業年度均等額1,668百万円を使用済燃料に係る拠出金として営業費用に計上している。

(3) 特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法

「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（平成元年通商産業省令第30号）に基づき、原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間に安全貯蔵予定期間を加えた期間にわたり、定額法により費用計上する方法によっている。

平成30年4月1日に「原子力発電施設解体引当金に関する省令等の一部を改正する省令」（平成30年経済産業省令第17号）が施行され、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」が改正された。この省令の改正により、同施行日以降は、見込運転期間にわたり定額法により費用計上する方法に変更することとなる。

ただし、エネルギー政策の変更や安全規制の変更等に伴って原子炉を廃止する場合に、発電事業者の申請に基づき経済産業大臣の承認を受けたときは、特定原子力発電施設の廃止日の属する月から起算して10年が経過する月までの期間にわたり、定額法で費用計上することとなる。

(4) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

(5) 連結納税制度の適用

当事業年度より、連結納税制度を適用している。

II. 貸借対照表に関する注記

1. 担保資産及び担保付債務

(1) 当社の総財産は、社債及び株日本政策投資銀行からの借入金の一般担保に供している。（1年以内に償還・返済すべき金額を含む。）

＜担保付債務＞

社債	771,900百万円
----	------------

株日本政策投資銀行借入金	132,336百万円
--------------	------------

(2) 長期投資の一部には、北海道外での発電事業参画に伴う出資先における金融機関からの借入金の担保として、質権が設定されている。

＜質権が設定されている資産＞

長期投資（株式）	108百万円
----------	--------

2. 有形固定資産の減価償却累計額

2,797,578百万円

3. 保証債務等

ほくでんエコエナジー(株)の借入金に対する連帯保証債務	60百万円
-----------------------------	-------

日本原燃(株)の社債及び借入金に対する保証債務	40,024百万円
-------------------------	-----------

財形住宅融資による従業員の借入金に対する連帯保証債務	6,736百万円
----------------------------	----------

4. 関係会社に対する長期金銭債権		11,655百万円
関係会社に対する短期金銭債権		3,864百万円
関係会社に対する長期金銭債務		1,800百万円
関係会社に対する短期金銭債務		37,212百万円
5. 損益計算書に記載されている附帯事業に係る固定資産の金額		
光ファイバ心線貸し事業	専用固定資産	12百万円
	他事業との共用固定資産の配賦額	267百万円
	合 計	279百万円
不動産賃貸事業	専用固定資産	73百万円
	他事業との共用固定資産の配賦額	一百万円
	合 計	73百万円

6. 渇水準備引当金は、電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第16条第3項の規定により、なおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第1条の規定による改正前の電気事業法（昭和39年法律第170号）第36条の規定に基づく引当金である。

III. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引による取引高	費用	81,095百万円
	収益	1,487百万円
関係会社との営業取引以外の取引高		97百万円

IV. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の数	9,774,070株
------------------	------------

V. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
繰越欠損金	73,235百万円	
減価償却費損金算入限度超過額	14,145百万円	
資産除去債務否認額	6,841百万円	
その他	<u>15,816百万円</u>	
繰延税金資産小計	110,039百万円	
評価性引当額	<u>△75,663百万円</u>	
繰延税金資産合計	34,376百万円	
繰延税金負債		
資産除去債務相当資産	△3,314百万円	
その他有価証券評価差額金	△1,172百万円	
その他	<u>△46百万円</u>	
繰延税金負債合計	△4,533百万円	
繰延税金資産の純額	<u>29,842百万円</u>	

VI. リースにより使用する固定資産に関する注記

リースにより使用している固定資産の主なものは業務設備に相当するものである。

VII. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	当事業年度末残高
子会社	北海電気工事(株)	所有 直接52.32% 間接 0.20%	電気・電気通信工事の委託	建設工事の請負代ほか	28,233	関係会社 短期債務	6,354

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 一般的取引と同様の条件で、市場価格等を勘案し、契約している。
- 2 取引金額及び期末残高には、消費税等が含まれている。

VIII. 一株当たり情報に関する注記

1. 一株当たり純資産額 590円85銭
2. 一株当たり当期純利益 55円10銭

IX. 重要な後発事象に関する注記

1. 第三者割当によるB種優先株式の発行

当社は、平成30年4月27日開催の当社取締役会において、第三者割当によるB種優先株式（以下「本B種優先株式」という。）の発行について、平成30年6月27日開催予定の定時株主総会（以下「本定時株主総会」という。）に付議することを決議した。

(1) 本B種優先株式発行の概要

① 払込期日（発行日）	平成30年7月31日	
② 発行新株式数	B種優先株式 470株	
③ 発行価額（払込金額）	1株につき100,000,000円	
④ 払込金額の総額	47,000,000,000円	
⑤ 優先配当金	1株につき3,000,000円	
⑥ 募集又は割当方法	第三者割当の方式により割り当てる。	
⑦ 割当先	株式会社日本政策投資銀行	400株
	株式会社みずほ銀行	70株
⑧ 増加する資本金の額	23,500,000,000円	
⑨ 増加する資本準備金の額	23,500,000,000円	

(2) 資金の使途

払込金額の総額47,000,000,000円から発行諸費用の概算額を差し引いた差引手取概算額46,780,000,000円については、当社が発行するA種優先株式（以下「本A種優先株式」という。）の取得資金47,596,964,390円の一部に充当する予定である。

(3) その他の重要な事項

本B種優先株式を保有する株主は、普通株主に対して優先して配当を受け取ることができる。

本B種優先株式を保有する株主は、株主総会において議決権を有さず、また、本B種優先株式には普通株式を対価とする取得条項及び取得請求権も付されていないため、普通株式に関する希薄化は発生しない。

また、本B種優先株式の発行は、本定時株主総会並びに普通株主及びA種優先株主による各種種類株主総会において、定款の一部変更の議案が承認されること並びに本定時株主総会において第三者割当によるB種優先株式発行の議案が承認されることを条件として効力が発生する。

2. 株式の発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少

当社は、平成30年4月27日開催の当社取締役会において、本B種優先株式の払込金額の資本金及び資本準備金組入に伴う資本金及び資本準備金の増加分の全部を減少することを決議した。

(1) 資本金の額及び資本準備金の額の減少の目的

本A種優先株式の取得に際して必要となる十分な分配可能額を確保するため、本B種優先株式の発行と同時に資本金の額及び資本準備金の額を減少し、分配可能額を構成するその他資本剰余金へ振り替えることとした。

(2) 資本金の額及び資本準備金の額の減少の要領

① 減少すべき資本金の額

23,500,000,000円

(内訳)本B種優先株式の発行による「増加する資本金の額」に相当する額 23,500,000,000円

② 減少すべき資本準備金の額

23,500,000,000円

(内訳)本B種優先株式の発行による「増加する資本準備金の額」に相当する額 23,500,000,000円

③ 資本金の額及び資本準備金の額の減少の方法

会社法第447条第1項乃至第3項及び第448条第1項乃至第3項の規定に基づき資本金の額及び資本準備金の額の減少を上記のとおり行った上で、それぞれその全額を「その他資本剰余金」に振り替える。

(3) 資本金の額及び資本準備金の額の減少の日程

平成30年4月27日 取締役会決議日

平成30年5月21日 債権者異議申述公告日（予定）

平成30年6月21日 債権者異議申述最終期日（予定）

平成30年7月31日 効力発生日（予定）

(4) その他の重要な事項

資本金の額及び資本準備金の額の減少については、本B種優先株式の発行の効力が生じることを条件として効力が発生する。

また、資本金の額及び資本準備金の額の減少に伴い減少する発行済株式はない。

3. A種優先株式の取得及び消却

当社は、平成30年4月27日開催の当社取締役会において、本A種優先株式につき、当社定款第12条の8（金銭を対価とする取得条項）の規定に基づく取得及び会社法第178条に基づく消却を行うことを決議した。

(1) 取得の理由

本B種優先株式の発行後、本A種優先株式を取得することにより、自己資本を維持しつつ優先配当負担の軽減が可能となるため、本A種優先株式の取得を行う。

(2) 取得に係る事項の内容

① 取得対象株式の種類	北海道電力株式会社A種優先株式
② 取得株式数	470株
③ 取得価額	1株当たり 101,270,137円 上記取得価額は、当社定款の定めに従って計算された価額となっている。 (基準価額算式) $1\text{株当たりの金銭対価取得価額} = 1\text{億円} + \text{累積未払A種優先配当金} + \text{前事業年度未払A種優先配当金} + \text{当事業年度未払優先配当金額}$ なお、累積未払A種優先配当金及び前事業年度未払A種優先配当金は存在しないため、それらの金額は零となっている。
④ 取得価額の総額	47,596,964,390円
⑤ 相手方	株式会社日本政策投資銀行
⑥ 取得予定日	平成30年7月31日

(3) 消却に係る事項の内容

① 消却対象株式の種類	北海道電力株式会社A種優先株式
② 消却株式数	470株
③ 消却予定日	平成30年7月31日

(4) その他の重要な事項

本A種優先株式の取得及び消却については、本B種優先株式の発行並びに株式の発行と同時に資本金の額及び資本準備金の額の減少の効力が生じることを条件として効力が発生する。